

令和 3 年度

第 1 回 第一農地部会定例会議事録

令和 3 年 4 月 3 0 日 (金)

上越文化会館 4 階 大会議室

令和3年度第1回第一農地部会定例会議事録

日 時 令和3年4月30日(金) 午後2時

場 所 上越文化会館 4階 大会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

3番 佐藤 清繁	4番 吉村 清正	6番 古川 政繁
7番 篠宮 英樹	8番 竹内 浩行	11番 金子 昭榮
12番 上原 孝	13番 五十嵐 彰	14番 清水 強
15番 牧繪 雄一郎	16番 折笠 正勝	23番 久保埜 徳雄

(2) 農地利用最適化推進委員

加藤 俊彦	高島 信雄	藤井 敏行	笠原 行夫
平野 宏一	齊藤 啓治	白滝 光彦	清水 増彦
小林 正義	綿貫 一成	松本 香	倉石 洋一
小林 政秋	高宮 文男		

2 欠席委員

(1) 農業委員

なし

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一            高島 真一            中嶋 栄司

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	坂井 晃
	次長	松縄 浩一
	係長	橋立 理
	主事	中村 駿
中郷区駐在室	主任	野坂 公子
板倉区駐在室	副主任	上原 敏明
清里区駐在室	副主任	近藤 宏一
名立区駐在室	主任	高橋 理彦

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

3番 佐藤 清繁            12番 上原 孝

(2) 議事

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第4号 農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について
- 議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(中郷区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第4条第1項許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(清里区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(名立区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

## 5 会 議

議長（部会長）あいさつ後、部会を開会

議 長 これより第1回第一農地部会を開催します。

### <資格審査>

議 長 本日の出席状況は、部会委員数12名中、出席委員12名、欠席委員0名で、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立します。

また、農地利用最適化推進委員の出席状況は、委員数17名中、14名の出席です。

### <議事録署名委員の指名>

議 長 議事録署名委員は会議規則第14条の規定により、私から指名します。

議席番号3番 佐藤 清繁 委員、議席番号12番 上原 孝 委員の両名を指名します。

議事に入る前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章を唱和します。

（上越市農業委員会憲章の唱和）

議 長 それでは、議案の審議に入ります。

### （合併前の上越市分の議案）

#### <報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

議 長 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号65番から95番までの31件を報告します。事務局の説明を求めます。

（事務局）  
橋立 1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号65番から95番までの31件の届出書を受理したので報告します。

受理した31件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「地主から子へ貸付」1件、「地主耕作」3件、「他者へ売却」1件、「他者へ貸付」1件、「中間管理機構へ貸付」20件、「休耕」1件、「不換地」4件です。

この内の番号65番は、これまで地元の法人に貸し付けていましたが、契約を解除し、年金の受給停止にならないように息子に貸し付けるものです。

また、番号66番については、借受人が新規就農として地主から農地を借りていました。当初、地主も「労力不足」を理由に耕作を借受人にお願いしていましたが、この度、地主が自作できることとなったことから合意解約にいたったものです。

事務局としては、新規就農として農地の耕作を認めた経緯があることから新規就農として営農に支障がないか、当初の3条の申請内容について本人を呼び、当該地区担当の笠原委員の同席のもと事情を聴取する予定です。

また、番号71番の「休耕」1件は、耕作者の労力不足により解約に至ったものです。新たに借り受ける耕作者がおらず、休耕となるものです。

関連議案があるものは備考欄に記載しています。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、報告第1号の31件を承認します。

**<報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」>**

議長 　報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号2番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。

(事務局) 橋立 　6頁、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号2番の届出書を受理したので報告します。

転用目的は、「集合住宅」です。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、報告第2号の1件を承認します。

**<報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」>**

議長 　報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号14番から25番までの12件を報告します。事務局の説明を求めます。

(事務局) 橋立 　7頁、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号14番から25番までの12件の届出書を受理したので報告します。

転用目的は、「敷地拡張」4件、「町内会館」1件、「一般個人住宅」3件、「残土

捨て場及び置き場」1件、「資材置場」1件、「モデルハウス」1件、「医院」1件の計12件です。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、報告第3号の12件を承認します。

**<報告第4号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」>**

議長 報告第4号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」、番号1番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。

(事務局) 9頁、報告第4号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」、番号1番の1件の届出書を受理したので報告します。

橋立

令和3年2月8日に南本町2丁目地内に「一般個人住宅」を目的とした農地転用届出書の提出があり、これを受理し、受理通知を交付しましたが、その後に譲受人が条件の良い土地を見つけたことから売買契約が不成立となったため、取り止めの届出がありました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、報告第4号の1件を承認します。

**<議案第1号「農地法第3条許可申請について」>**

議長 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号5番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。

(事務局) 10頁、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号5番の1件について説明します。

橋立

譲受人は、譲渡人から農地を借り受けているとともに営農指導を受け、耕作しております。

この度、独立し、自身で継続的に耕作するために当該農地を取得することとしたものです。

この案件については、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号1番の1件を原案のとおり許可することで、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認めます。議案第1号、番号5番の1件を許可することに決定します。

**<議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について」>**

議長 　議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について」、番号1番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。

(事務局)  
橋立 　11頁、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について」番号1番の1件について説明します。

「買受適格証明」とは、農地の公売に参加するための証明です。農地を取得できない者が公売に参加することを避けるため、事前に買受適格者であるかどうか、つまり農地を取得できるか否かを農地部会で審議し、証明書交付の可否を決定するものです。公売終了後、落札者から第3条許可申請書が提出され、申請書の内容が今回の証明願と同様である場合は改めて農地部会で議決することなく、事務局長専決処分により許可します。

今回、公売に付される農地は大和三丁目地内の畑1筆、347㎡であり、取得を希望される法人から買受適格証明願が提出されました。

申請者は、「農地所有適格法人」の要件を満たしており、また、農地法第3条第2項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等許可要件のすべてを満たしていることから買受適格証明の交付が相当と判断したものです。

	以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
高島委員	申請者の住所は板倉区となっていますが、板倉区から耕作をするために申請農地まで通うのですか。
(事務局) 橋 立	板倉区から通いますが、必要な農機具等は、申請農地から約 500 メートル、時間にして約 3 分のところにある納屋に保管されているとのこと。
高島委員	申請者の耕作面積は、市内だけの農地面積ですか。
(事務局) 橋 立	市内のみの耕作面積です。
議 長	他に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について」、番号 1 番の 1 件を原案のとおり適格として証明することに異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	異議なしと認めます。議案第 2 号の 1 件を適格として証明することに決定します。
議 長	<b>&lt;議案第 3 号 「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」&gt;</b> 議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 5 番及び 6 番の 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 橋 立	12 頁、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 5 番及び 6 番の 2 件について説明します。 番号 5 番は、大字富岡地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものであります。13 頁に位置図、14 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 申請者は、アパートに居住していますが、子供の成長に伴い手狭になることから、申請農地を取得し、住宅を建築するものです。 申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能です。 工期は許可日から令和 3 年 10 月 31 日までです。

土地利用計画は住宅 1 棟、所要面積は申請面積 132 m<sup>2</sup>及び隣接する宅地 138.6 m<sup>2</sup>で合計 270.6 m<sup>2</sup>、建築面積は 106.44 m<sup>2</sup>で建ぺい率は 39.33%です。

都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、また、農振除外の手続きも合わせて行っています。転用の許可日は開発許可及び農振除外の公告日となります。

転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

番号 6 番は、下四ツ屋地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものです。15 頁に位置図、16 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。

申請者は、譲渡人と親子関係にあり、今後、介護のため両親の居住地付近に住む必要があることから、譲渡人が所有する農地に使用貸借権を設定し、住宅を建てるものです。

申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第 1 種農地となりますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能となります。

工期は許可日から令和 3 年 10 月 31 日までです。

土地利用計画は住宅 1 棟、所要面積は申請面積 816 m<sup>2</sup>、建築面積は 74.52 m<sup>2</sup>で建ぺい率は 9.13%となります。

基準の 22%を満たしませんが、分筆しても、周囲を別の耕作者の農地に囲まれ、接続道が確保できないことと、資金調達において、土地を全て宅地として抵当に入れないければ、銀行からの融資を受けられないことからやむを得ないと判断しました。

都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

以上です。

議 長 　　ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

（「ありません」の声あり）

議 長 　　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 5 番及び 6 番の 2 件を許可することに異議ありませんか。

議 長 　　異議なしと認めます。議案第 3 号の 2 件を許可することに決定します。

#### <議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議 長 　　17 頁、議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期

	<p>間3年以内16件、3年超6年以内14件、6年超10年以内27件、10年超27件の合計84件。利用権移転なし。所有権移転7件を上程します。</p> <p>はじめに18頁、所有権移転、番号355番から361番までの7件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>18頁、議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転、番号355番から361番までの7件を説明します。</p> <p>内訳は、所有権を移転する土地、田10筆16,416㎡です。</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>続いて、19頁、利用権設定、期間3年以内、番号271番から286番までの16件について、事務局の説明を求めます</p>
(事務局) 橋立	<p>19頁、利用権設定、期間3年以内、番号271番から286番までの16件を説明します。</p> <p>番号276番については、期間が1年間の再設定となっていますが、耕作人の病気が進んでおり、地主が新たな耕作人を探していることから、短い期間での再設定となります。</p> <p>また、番号279番についても、圃場整備が予定されていることから、1年7か月間の短い再設定となっています。</p> <p>これら案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>続いて、22頁、利用権設定、期間3年超6年以内、番号287番から300番までの14件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局)	<p>22頁、利用権設定、期間3年超6年以内、番号287番から300番までの14件を説</p>

橋立	<p>明します。</p> <p>これら案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>続いて、24頁、利用権設定、期間6年超10年以内、番号301番から327番までの27件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>24頁、利用権設定、期間6年超10年以内、番号301番から327番までの27件を説明します。</p> <p>これら案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
高島委員	<p>譲渡人で高齢の方が10年の利用権設定を申し出ていますが、それは本人の意思なのでしょうか。</p>
(事務局) 橋立	<p>本人又は成年後見人がいる場合は後見人の考えです。</p>
議長	<p>続いて、28頁、利用権設定、期間10年超、番号328番から354番までの27件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>28頁、利用権設定、期間10年超、番号328番から354番までの27件を説明します。</p> <p>農地中間管理機構を通じ、新たに担い手農家へ貸し付けられるものです。</p> <p>これら案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

議案第4号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

**<議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>**

議 長

議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間5年以上10年以内3件、10年超11件、権利の移転3件です。

それでは、上程します。

はじめに33頁、権利の設定、期間5年以上10年以内、番号27番から29番までの3件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)  
橋 立

33頁、議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間5年以上10年以内、番号27番から29番までの3件を説明します。

この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地12筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続いて、34頁、権利の設定、期間10年超、番号30番から40番までの11件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)  
橋 立

34頁、権利の設定、期間10年超、番号30番から40番までの11件を説明します。

こちらの案件も、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地246筆について、市長が機構に借受申出をしてい

る農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続いて、36 頁、権利の移転、番号 41 番から 43 番までの 3 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

36 頁、権利の移転、番号 41 番から 43 番までの 3 件を説明します。

橋 立

いずれの案件も息子に経営を移譲するため権利を移転するものです。

こちら、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

それでは、採決に入ります。

議案第 5 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

議案第 5 号について、同意することに決定します。

議 長

次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。

**<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」>**

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7101 番の 1 件を報告します。事務局の説明を求めます。

(中郷区) 1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、  
野 坂 番号 7101 番の届出書を受理したので報告します。

耕作不便、低生産地による解約であり、新たに借り受ける耕作者がおらず、休耕  
となるものです。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 特に質問等がないようですので、報告第 1 号の 1 件を承認します。

**<議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>**

議 長 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年  
以内なし、3 年超 6 年以内 6 件、6 年超 10 年以内 1 件、10 年超なしで合計 7 件、利  
用権移転なし、所有権移転なしです。それでは、上程します。

はじめに 3 頁、利用権設定、3 年超 6 年以内、番号 7125 番から 7130 番の 6 件につ  
いて、事務局の説明を求めます。

(中郷区) 3 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、3 年  
野 坂 超 6 年以内、番号 7125 番から 7130 番の 6 件を説明します。

いずれの案件も、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしている  
ものと判断しました。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 続いて、4 頁、利用権設定、6 年超 10 年以内、番号 7131 番の 1 件について、事務  
局の説明を求めます。

(中郷区) 4 頁、利用権設定、6 年超 10 年以内、番号 7131 番の 1 件を説明します。

野 坂 この案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと  
判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認めます。

議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

**<議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>**

議長 　議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間5年以上10年以内なし、10年超4件、権利の移転なしです。

それでは、上程します。

6頁、権利の設定、期間10年超、番号7106番から7109番の4件について、事務局の説明を求めます。

(中郷区) 議長 　議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、説明します。

野坂 　6頁、権利の設定、期間10年超、番号7106番から7109番の4件です。

この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地4筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号、「農用地利用配分計画案に係る意見について」原案どおり同意することに異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
議案第 2 号について、同意することに決定します。

議 長 次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。

**<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」>**

議 長 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」番号 7522 番から 7530 番の 9 件を報告します。  
事務局の説明を求めます。

(板倉区) 1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」番号 7522 番から 7530 番までの 9 件を受理したので報告します。  
上 原 いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、地主耕作 1 件、他者へ貸付予定 2 件、他者へ売却 3 件、賃借人に売却 1 件、中間管理機構に貸付 2 件です。  
関連議案があるものは、備考欄に記載してあります。  
以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 特に質問等がないようですので、報告第 1 号の 9 件を承認します。

**<議案第 1 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」>**

議 長 続いて、議案第 1 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」番号 7501 番の 1 件を上程します。  
事務局の説明を求めます。

(板倉区) 3 頁、議案第 1 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」番号 7501 番の 1 件を説明します。  
上 原 番号 7501 番は、板倉区戸狩地内の自己所有の農地に「農作業所並びに園芸ハウス」を建築するものです。  
4 頁に位置図、5 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。  
申請者は専業農家であり、現在は住宅敷地内の農作業所を使用していますが、手狭になってきたこと、並びに乾燥調製作業により発生するホコリで、近隣の住宅に迷惑を及ぼすこと、また今後の規模拡大を見込み、当該農地に農作業所並びに園芸ハウス

を建築するものです。

申請農地は、農用地区域内にある農地であり昨年12月に用途変更により農業用施設用地となっています。

今回の事業計画が「農作業所並びに園芸ハウス」であり、許可基準である農用地利用計画において指定された用途である「農業用施設」に該当しますので転用可能です。

工期は、令和3年5月1日から令和3年8月31日を予定しています。土地利用計画は、農作業所1棟、115.93㎡、園芸ハウス1棟、87.48㎡で、園芸ハウスでは水耕栽培によりレタスを作付けする予定です。

転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。説明は以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」、番号7501番の1件を原案のとおり許可することで異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認めます。

議案第1号、番号7501番の1件を許可することに決定します。

#### <議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 　続いて、議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」利用権設定、期間3年以内7件、3年超6年以内3件、6年超10年以内31件、10年超なしで合計41件、利用権移転5件、所有権移転3件です。それでは、上程します。

はじめに7頁、所有権移転、番号7628番から7630番までの3件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 上原 　議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」7頁の所有権移転、番号7628番から7630番の3件について説明します。

内訳は買い手3人、売り手3人、所有権を移転する土地は田7筆、12,882㎡、畑2筆、391㎡です。

7628番の農地は、これまで中間管理事業により、買い手の法人が耕作していましたが、売り手の方が高齢になり、跡取りもいないことから、法人に買い取りを相談して、

売買に合意したものです。

7629 番の農地についても、これまで中間管理事業により、地元の法人が耕作していましたが、土地所有者は新潟市に居住しており、今後こちらに戻る予定もないことから、法人に買い取りを相談したところ、法人の代表者が買い取ることになったものです。

7630 番の農地は、板倉区の平場に転居した譲渡人から、隣接の農地を耕作している譲受人に贈与することになったものです。

これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

説明は以上です。

議 長  ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

（「ありません」の声あり）

議 長  続いて、利用権設定、期間 3 年以内、番号 7582 番から 7588 番までの 7 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区)  8 頁、利用権設定、期間 3 年以内、番号 7582 番から 7588 番の 7 件で、再設定 5  
上 原  件、新規 2 件です。

新規の 2 件はこれまで自作でしたが、7586 番の地主は判断力の低下により成年後見人が指定されたこと、7587 番の地主は病気により、それぞれ耕作が困難となったことから、地元の担い手へ貸付されることになったものです。

これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長  ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

（「ありません」の声あり）

議 長  続いて、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 7589 番から 7591 番の 3 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区)  9 頁の利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 7589 番から 7591 番の 3 件でい  
上 原  ずれも新規です。

7589 番は、これまで自作していた農地を高齢による労力不足等により、近傍で耕作している農業者へ貸付するものです。

7590 番、7591 番は農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するものです。

これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 　続いて、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7592 番から 7622 番の 31 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 10 頁から 14 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7592 番から 7622 番の  
上 原 31 件で再設定 3 件、新規 28 件です。

新規の 7592 番から 7615 番の 24 件は、畑団地でこれまでは各所有者が自作していたものを、地元の法人が使用貸借で借り受けることになったものです。

同じく新規の 7616 番、7617 番の 2 件は、これまで自作でしたが、高齢による労力不足から地元の法人に賃貸借することになったものです。

同じく新規の 7621 番は、これまで別の農業者が借り受けて耕作していましたが、労力不足により利用権の終期をもって所有者に返還された農地を、新たに近傍で耕作している農業者へ貸付するものです。

また、7622 番はこれまで円滑化事業により J A が間に入って同じ借り手が耕作していましたが、円滑化事業の終期を迎えるに当たり相対契約となったものです。

これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

高島委員 11 頁以降、畑の利用権設定が多いですが、どのような経緯ですか。

(板倉区) ほ場整備の際に畑として換地された場所です。今後とも畑として利用を予定して  
上 原 います。

議長 　続いて、利用権移転、番号 7623 番から 7627 番の 5 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区)  
上原

15 頁、利用権移転、番号 7623 番から 7627 番の 5 件で新借り手 1 人、旧借り手 1 人、田 9 筆、20,656 m<sup>2</sup>です。

5 件とも、旧借り手の方が病気により耕作の継続が困難となったことから、同じ集落の新借り手に利用権を移転するものです。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。

議案第 2 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

### <議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議長

続いて、議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内 2 件、10 年超 1 件、権利の移転なしです。

権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、番号 7510 番、7511 番の 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。

(板倉区)  
上原

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明します。

17 頁、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、番号 7510 番、7511 番の 2 件で、新規です。

この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により、農地中間管理機構に貸し付けた農地 3 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　続いて、権利の設定、期間 10 年超、番号 7512 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 18 頁、権利の設定、期間 10 年超、番号 7512 番の 1 件で新規です。

上原 　この案件についても、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により、農地中間管理機構に貸し付けた農地 5 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 3 号、「農用地利用配分計画案に係る意見について」原案どおり同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認めます。

議案第 3 号について、同意することに決定します。

議長 　次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。

**<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」>**

議長 　報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8120 番の 1 件を報告します。事務局の説明を求めます。

(清里区) 1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、  
近藤 番号 8120 番の 1 件の届出書を受理したので報告します。

解約事由は耕作不便であり、水の確保も困難であることから、休耕とするとのことです。

	<p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号の1件を承認します。</p>
	<p><b>&lt;議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」&gt;</b></p>
議 長	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内なし、3年超6年以内なし、6年超10年以内5件、10年超なしで合計5件、利用権移転なし、所有権移転なしです。それでは、上程します。</p> <p>利用権設定、期間6年超10年以内、番号8120番から8124番の5件について、事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近 藤	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、説明します。</p> <p>3頁、利用権設定、期間6年超10年以内、番号8120番から8124番の5件で、再設定です。</p> <p>この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
金子委員	<p>番号8123番について、賃料が高くないですか。</p>
(清里区) 近 藤	<p>以前から3筆5,000円で契約しており、10aあたりに換算した結果、その金額となりました。</p>
議 長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することで、異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>

**<議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>**

議 長 議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内 1 件、10 年超なし、権利の移転なしです。

権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、番号 8109 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。

(清里区) 議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明します。

近 藤 5 頁、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、番号 8109 番の 1 件です。

この案件は、3 月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 1 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、採決に入ります。

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議案第 2 号について、同意することに決定します。

議 長 次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。

**<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」>**

議 長 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 9502 番を報告します。事務局の説明を求めます。

(名立区) 1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、  
高 橋 番号 9502 番を受理したので報告します。

本件は合意による解約であり、返還後の利用計画は、後ほど報告する議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、5 頁の 9526 番で賃借権の設定を行

います。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

**<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>**

議 長

続いて、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内4件、3年超6年以内13件、6年超10年以内3件で合計20件、利用権移転なし、所有権移転なしです。それでは、上程します。

はじめに利用権設定、期間3年以内、番号9512番から9515番までの4件について、事務局の説明を求めます。

(名立区)

高 橋

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。

3頁、利用権設定、期間3年以内、番号9512番から9515番までの4件です。

番号9512番から9514までは新規の設定、9515番は再設定です。

これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続いて、利用権設定、期間3年超6年以内、番号9516番から9528番までの13件について、事務局の説明を求めます。

(名立区)

高 橋

4頁から5頁にかけ、利用権設定、期間3年超6年以内、番号9516番から9528番までの13件です。

9519番のみが再設定、それ以外は新規での利用権設定となります。

先ほど報告した解約案件は、9526番が該当します。引き続き新たな耕作者に利用権を設定し、耕作が継続されます。

いずれの案件についても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

	(「ありません」の声あり)
議 長	続いて、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 9529 番から 9531 番の 3 件について、事務局の説明を求めます。
(名立区) 高 橋	6 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 9529 番から 9531 番の 3 件ですべて新規の案件です これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	それでは、採決に入ります。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することで異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	異議なしと認めます。 議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。
議 長	以上で、すべての案件の審議を終わります。
	<b>&lt;その他&gt;</b>
議 長	その他に入ります。事務局から何かありますか。
事務局長	(事務連絡)
議 長	他に何もありませんので、上原職務代理が閉会のあいさつをします。
上 原 職務代理	(閉会のあいさつ)
議 長	本日の農地部会を終了します